

「三番瀬ミーティング」 (H27.3.14開催)

会 議 録

日時：平成27年3月14日(土)

午後2時から午後4時45分まで

場所：船橋市中央公民館5階第3・4集会室

1. 開 会

事務局：定刻となりましたので、ただいまより『三番瀬ミーティング』を開催いたします。はじめに、千葉県環境生活部、半田次長より御挨拶を申し上げます。

半田次長：皆さん、こんにちは。今日は土曜日午後になりますけれど、行政側を除くと地元のいろいろな方々が20名ぐらいの方がお集まりいただきありがとうございました。また、専門家会議の方から村上先生にお越しいただいており、ありがとうございました。今日、御参集いただいた皆様方に厚く御礼を申し上げたいと思います。

この三番瀬ミーティングは、今年度2回目になります。この前は、10月に行ったのですが、通算で7回目ということになります。この間、市川市塩浜、あるいは浦安の護岸のことであるとか、あるいはラムサール条約であるとか、あるいは干潟的検討事業のことであるとか、様々な角度から皆様からいろいろな御意見をいただきました。本当にありがたいなと思っております。いろいろな立場がありましてですね、御意見もそれぞれだと思いますけれど、そういったそれぞれの御意見、御発言をお願いして、三番瀬の取り組みを進めていければいいなと思っております。行政の方もそういったことも踏まえて、いろんなことをやっていければいいなと考えております。

今日は、第一部の方は、専門家会議の委員であります千葉工業大学の村上先生の方から、「水環境健全性指標による東京湾沿岸域の環境評価」ということで、お手元に資料があるかと思っておりますけれど、御講演をいただきたいと思っております。

その後、概ね3時ぐらいからになるかと思っておりますけれども、いつものように90分程度、塩浜1丁目の護岸が完成いたしましたので、その御報告、それから、干潟的環境形成検討事業について御説明をさせていただきたいと思っておりますので、また、いろんな御意見をいただければと思います。今日の会議が御出でいただいた皆さん

に意義のあるものになればありがたいなと思っています。

今日は、よろしく願います。

2. 第一部 講演

事務局：それでは、さっそく第一部 講演へ入らせていただきます。

講師の村上和仁様を御紹介いたします。

村上先生は、平成6年に岡山県環境保健センター環境化学部水質学科に勤務され、平成11年に千葉工業大学工学部土木工学科助手、平成23年から同大学同学部生命環境学科の教授に御就任されています。

また、本年度からは三番瀬専門家会議の委員に御就任され、主に底生生物について三番瀬再生に関わる御助言をいただいております。本日は、「水環境健全性指標による東京湾沿岸域の環境評価」と題し、御講演をいただきます。

それでは先生よろしく願います。

講演「水環境健全性指標による東京湾沿岸域の環境評価」

講師千葉工業大学教授 村上 和仁氏

(講師講演後)

事務局：ありがとうございました。

ただいまの御講演について、皆様から御意見とかございますか。

参加者：習志野の牛野と申します。市民目線で捉えるという面白い調査の仕方だなと思ったんですけど、ひとつ顔で表したらどうかというところで、谷津干潟が春はあまりいい顔をしていない。それは、多分、みんな鼻は同じなんですけれど、春から夏にかけては、アオサが非常に臭いんですね、だから、鼻のところをへの字に曲げて表したらどうかなっていう感想です。

村上講師：ありがとうございます。御指摘のとおりで、谷津干潟の春は、アオサが大量繁殖して、それが腐って臭いがする。そういった時期に調査をしたんです。ただ、現在はボランティアの方が入って、確か回収したりしているのを見ているんです。だから、回収した直後に同じ調査をすると、多分違った結果になったのかなあ。実は、水質と違ってそういうところは難しいですね。行ったその時の状態の評価になってしまうので、その時に何があったか調べておかないといけない。それは課題があると思うんですね。それを谷津干潟については、谷津干潟の日というのが、6月10日前後に開催されていて、昨年はお出なかったですが、一昨年にこれを使って、来場者

の方に協力をいただいて調査をしてみました。いらした方が、千葉市と習志野市と船橋市と佐倉市、もうひとつどこかで、湾岸エリアではないところと湾岸エリアで評価が違うというのが出ていて、年代でももちろん違うんですが、同じ年代でも海側と山側の住人で違うんだなと、これを今、まとめているところなんですけれど、機会があれば、またこういうものをお話できたらと思います。

参加者：市川の岸本です。面白い報告をありがとうございます。ちょっとお聞きしたいんですが、豊かな生物ですか。それが三番瀬の場合、コメツキ（ガニ）がですね。冬になるとほとんど出てこないですよ。春の中旬ぐらいから出てきて、全体に広がるのは4月以降になってしまうし、それから、兩岸の石をめくってイワガニ、イソガニが出てくるのは、かなり後なので、生物を見つける手段とか、特にマテガイとかいうことになると余計に季節性があると思うのですが、それにはどういうふうにお考えですか。

村上講師：季節変遷については、生物については特に大きいので、いつ調査をするのかというのはなかなか難しいです。生物が一番多くいるであろう時期にやれば良いということでしょうが、そうすると一方で水質が悪いということもあって、どっちを取るかということになると思います。それと現地に行って、どこまで学生に教えるか、行った先で自由にやりなさいというのか、事前のレクチャーでこういうふうに行けばこういう所に生物はいますよとか教えてあげておくのかで、随分と結果は変わってきます。その辺の統一性は、環境省の方でも何かマニュアル作りますと言ったきり、そこでストップしてしまっているんですが、千葉工大でやらせる時には、基本的には、事前調査を自分で調べなさい、いついつこういうことをやるから、そのためにはどうしたら良いか考えてやりなさい調べてきなさいと、予習をさせています。その予習の程度というのは個人差が出て、ただ、一人一人で調べるのではなくて、数人でグループでやっていますから、誰かが知っていれば、みんなで石をひっくり返したり始めるので、生物に関しては、比較的多く捕まえているのではないかなという気がしています。

事務局：他にご質問のある方、いらっしゃいますか。では、いらっしゃらないようですので、これで、第一部の方を終了させていただきたいと思います。村上先生どうもありがとうございました。

それでは、15分間の休憩を挟みまして、3時から第2部の意見交換会を開始したいと思いますので、よろしくお願ひします。

3 第二部 意見交換会

事務局：ただいまから、第二部意見交換会を始めます。はじめに、意見交換会でのお願い事項を申し上げます。

まず、司会役の進行に沿って、御発言いただくようお願いいたします。なお、発言の際には、発言者御自身の氏名をお名乗りいただくよう御協力をお願いいたします。

また、できるだけ多くの方々に御発言いただけるよう、要旨を簡潔にまとめて、お一人様3分以内でお話をお願いいたします。発言の際には、担当がお席にマイクをお持ちしますので、会場のほかの皆様によく聞こえるよう、マイクを口元に近づけてお話しください。発言に当たっては、三番瀬の再生という目的に沿って御発言いただき、他の個人や団体を誹謗・中傷するような発言は、お控えくださるようお願いいたします。

なお、本意見交換会においては、発言や資料等は公開とさせていただいており、後日、会議録等をホームページ等で公開いたしますので御承知下さるようお願いいたします。

それでは、意見交換会の司会進行は、半田環境生活部次長が行います。よろしくお願いいたします。

半田次長：それでは、私の方で二部の進行をさせていただきますので、しばらくの間、円滑な進行に御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

まずは、県からの報告事項ということで、今日の資料にもいろいろとあるかと思えますけれども、塩浜1丁目の護岸が完成したということで御報告をさせていただいて、さらに干潟的環境形成検討事業について資料に基づいて説明ということになるかと思えます。御質問等は、説明の後に私の方でやりますので、よろしくお願いいたします。それでは、まず県の方から説明をお願いします。

環境政策課：千葉県環境生活部環境政策課三番瀬再生推進班の板倉と申します。よろしくお願いいたします。私からは、県からの報告事項の1番目としまして「塩浜1丁目護岸の完成について」御報告をさせていただきます。

今、パワーポイントの方で写させていただいておりますが、市川市塩浜1丁目地先の護岸工事は、千葉県三番瀬再生計画に基づきまして、平成23年度から護岸本体工事に着手し、整備を進めてまいりました。

おかげさまをもちまして、昨年10月31日に完成し、利用ができるようになりました。護岸の全長は、633メートルで、護岸の構造は、三番瀬の生態系に配慮した多孔質の構造を採用しております。東側と西側の2か所には展望デッキを設置し、ここから三番瀬の全景や渡り鳥などを見て、楽しんでいただけるように、椅子やパネ

ルなども配置しております。すでに、小学校の社会科見学に利用されたと聞いておりますが、デッキ脇には、駐車・駐輪スペースも確保しておりますので、ぜひ多くの方々にご利用していただきたいと思っております。この護岸を整備するにあたりましては、三番瀬の生態系に配慮するため、様々な検討を行ってまいりました。

三番瀬専門家会議や、市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会においては、委員の皆様から貴重な御意見をいただきました。

また、この三番瀬ミーティングでも、参加された方々から多くのご意見等いただきましたことを、この場を借りまして、お礼を申し上げ、簡単ですが報告とさせていただきます。

半田次長：はい。続いて。

環境政策課：千葉県環境生活部環境政策課三番瀬再生推進班の井上と申します。よろしくお願ひします。私の方からは、報告事項の（２）といたしまして、干潟的環境形成検討事業について説明をさせていただきます。それでは、ちょっと座って説明をさせていただきます。

皆様のお手元にあります資料の２というのをご覧ください。

干潟的環境形成検討事業につきましては、専門家会議においても説明をさせていただいております。この中で、前回の三番瀬ミーティングにおいても概要について説明をさせていただいたところです。今回、最終的な報告を取りまとめるにあたりまして、この形成検討事業の目的ですとか、事業の内容等をおさらいしながら、もう一度再度説明をさせていただきたいと思っております。

皆様のお手元の資料２－１というところから説明をさせていただきます。

中間報告でも説明をさせていただき、第２回目の専門家会議でも説明をさせていただいておりますけれども、この事業の目的におきましては、市川市塩浜２丁目地先におきまして、環境の多様化が図られ、かつ親水機能を有する干潟的環境の形成について実施方法等について検討するための基礎資料を作成するものでございます。あくまでも机上で検討するものであり、事業を実施するか否かにつきましては、この資料をもとに今後、地元の市川市と協議を行っていくものでございます。

２ページ目をご覧ください。本検討におきましては、基本計画ですとか事業計画に則ったうえで、最低限満たさなければいけない条件というものが２つございます。

皆様のお手元の資料の４．事業における制約条件というところで、説明をさせていただいております。まずこの一つ目につきましては、干潟としての機能を有し、多様な環境を創出すること。もう一つにつきましては、人が海と触れ合える親水機能を有することでございます。この２つの点を満たすための留意事項というものを整理したうえで、各案の検討をすることにいたしております。

まずは、干潟としての機能を有し、多様な環境を創出する際に留意する事柄といたしましては、潮干帯を有する地盤を創出すること、そして、砂泥質の場を創出すると、当然この場を維持するために、砂泥の流失防止、過去の試験におきましては、砂泥を盛っても流失してしまう結果が得られております。また、岸寄りに砂を盛った場合に、周りに土留めした場合には一定期間砂が維持されている試験結果も得られております。これらから総合的に判断しまして、地盤の安定、砂泥の流失防止のためには構造物の設置が必要となると判断しているところでございます。

もう一方につきましては、人が海に触れ合える親水機能を有する際に留意する事柄といたしまして、海に直接触れ合える場の創出、人が利用する場を創出しますので、利用においては、安全を確保することが必要でございます。さらには、近隣で漁業を行っておりますので、漁業者の方と遊漁者の方のトラブルを未然に防止するというのも必要な事柄となってきます。

これらを踏まえまして、8案というものを検討しましたところでございます。各案の説明に入る前に、既存の調査結果の整理をいたしまして、いろんなことをやっております。これらについては、今後、最終的な報告書をまとめていきますので、その際に整理をしております。また、前回の専門家会議でも説明をさせていただいたのは、特に底生生物の生息状況について地盤高毎に整理をしております。これについて、この後、説明をさせていただきます。

資料をめくっていただきまして、4ページ目をご覧ください。現在の市川市塩浜2丁目地先の状況につきまして、そこに絵を示させていただいております。今回、干潟的環境形成検討事業を検討をします市川市塩浜2丁目地先というのは、旧来の直立護岸から傾斜式の自然石を用いた緩傾斜の護岸を整備したところでございます。現状の護岸から沖の方については、シルトの多い底質となっております。その絵にも書いておりますように、こういう形の生物、比較的、泥場を好むような生物が生息していると、また、その下の底質についてもシルトが多い状況になっているのを見てとれると思います。

続いて、5ページの方をご覧ください。こちらでは、先程、お話をしました底生生物の生息状況について示しているものでございます。この資料におきましては、これまでの三番瀬で行われた調査結果をもとに、地盤高毎に生息する底生生物の確認種類数の平均を青いグラフで示しております。縦軸が地盤高の高さになりまして、横軸が種類数の平均となっております。

濃い赤色で示しているのが、平成25年度に2丁目地先の護岸整備の後にモニタリング調査の結果から、確認された生物種数を示しております。三番瀬全域の平均と比較しますと出現する種類というものは少ない状況でございます。

次に、薄い橙色で示しているところが、護岸を整備する前に平成18年度になりますけれども、塩浜2丁目の地先で実施した調査結果を示しております。A.P.0m 前後

に薄い橙色で示す値というのは、三番瀬全域の平均と比べましても遜色ない状況となっております。この場所においては、整備前の直立護岸の場所となっております。これと比較して、A.P. -1.25m あたりに現れている種類は平均より下回っているような状況でございます。

次に、6ページ目をご覧ください。ここでは、地盤高毎の底生生物の湿重量というものを示しております。先程のグラフと同じように青色が三番瀬全体の平均を示しております。薄い橙色で示しているのが、平成18年度に2丁目地先で実施した調査結果の状況でございます。なお平成25年度の護岸のモニタリングでは目視確認での種類数を調査しておりまして、湿重量までは調査しておりませんので、このグラフには、反映がされておられません。

湿重量の方を見ますと三番瀬全体の平均と比較して、2丁目の地先というのは、生息している生物の湿重量というのは少ない状況でございます。また、細かい分析の方をしておるのですが、資料の方は割愛をさせていただいておりますけれど、この2丁目の地先というのは、ゴカイ類を主体とした生物群集であるということが、調査結果の整理をした結果からわかっているところでございます。

続いて、資料の7ページをご覧ください。具体的に複数案を検討しております。専門家会議の際には、各案毎に細かく評価の方を入れてあるところですが、今回は概要図ということで、概要の図の中で、ざっと説明をさせていただこうと思っております。中間報告におきましては、A案、B案、そしてその中間的な位置づけのC案を基本にしまして、専門家会議の委員の皆様からアドバイスをいただきましたので、これを参考にして、A案をベースに、段々畑状のA-1案ですとか、あるいは、C案をベースとして、砂泥の安定性を向上させたりだとか、陸から常時利用を可能とするために片側を閉じたようなC-1案、あるいは砂泥の安定性のみを考慮したC-2案、あるいは、B案とC案の中間的なC-3案、C-4案というような複数の案を検討したところでございます。

この比較につきましては、続きまして8ページ以降をご覧ください。各案が比較できるような資料としまして、帯状のグラフの中に、だいたいの位置づけというものを示しております。この数値につきましては、既往調査のデータを基に算定しておりまして、あくまでも数値というのは、データを基に算定しておりますので、数値だけを評価しますと過小評価だったり、あるいは、過大な評価だったりすることがございます。そういうことがあるので、ある一定の幅を持たせた形で評価の方は行っております。また、多面的な利用等の数値は、評価がしにくいところがあって、非常に難しいところではございますけれども、比較を含めた評価をしているところでございます。今回、専門家会議の際には、具体的な整備費用の金額の方を入れてなかったところですが、コンサルタントの方から概ね、数字の方が出てきましたので、今回は付け足してございます。整備費用につきましては、9ページ

の下から2段目のところになりますけれども、今回のこの数字の算出につきましては、類似する漁港整備ですとか、こういうものを参考といたしまして概算の整備費というものを算出しております。また、構造計算等は行っておりません。また、工法についても仮に決めて算出をしております。そのため、具体的にどのやり方で出来るとかいうふうなところまでは、詳細な検討がなされておられません。仮に整備するという事になった場合には、この金額について変わってくるということも当然ありますので、その辺については、お断りをさせていただきたいと思います。この金額を算出するにあたりましてその詳細な条件等については、報告書の方には記載をしていきたいと思っております。各案いろいろございますけれども、その結果としましては、概ね、8億円から10億円程度ぐらいの整備費用がかかるのではないかとこのふうなところが見て取れます。また、管理費用につきましても一定の期間、およそ3年から5年を目安に減少するであろう砂泥の量を算定したりだとか、あるいはアオサ等が堆積したりだとか、あるいはゴミの漂着なんかを含めた形で費用の算定なんかを考えております。これも各案毎、あるいはその時の条件によっていろいろ異なりますので、一定の幅があると。事例等を参考にしながら、検討をしたところでございます。

以上、干潟的環境形成検討事業について、報告の方を終えたいと思います。

半田次長：報告の方は以上なんですけど、前回10月のミーティングで皆様に回答しきれなかった部分があるということで、それについて直接お願いしたいのですが、どちらで。よろしいですか。お願いします。

市川市：市川市の臨海整備課の小川と申します。次第にはございませんが、私の方からは、市川漁港整備につきまして、この時間をいただきまして説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。説明にあたりましては、パワーポイントを使って説明をいたします。

まず、市川漁港でございますが、この漁港は私ども市川市が管理をしている漁港でございます。漁港の整備の目的ですが、本漁港は、漁港に隣接しております漁場がございます。漁業の根拠地といたしまして、重要な役割を担っている施設でございます。しかしながら、市川2期埋立計画の廃止がございました。それまでの暫定的な施設として整備されましたことから、非常に狭隘で十分な漁港用地もなく、漁業活動に支障をきたしている状況であります。また、昭和46年の完成から約40年余りが経過してございまして、防波堤などの外郭施設、こういったものが老朽化が著しい状況でございます。このようなことから、外郭施設でありますとか係留施設、そして輸送施設等を整備することによりまして、安全性の確保、そして漁業の活動等の効率化によりまして生産コストの縮減を図ることを目的としております。

次に整備の内容でございますが、本事業は漁業活動が営まれております区域での工事となります。また、他の海上工事、そして漁業活動、そういった状況で海難防止対策等の施工条件が海上保安庁より指導されますことから、工事の期間が長期となる見込みであります。このため、事業期間をⅠ期とⅡ期に分けまして、実施する予定となっております。

まず、その場所でございますけど、パワーポイント図面の右側の方のオレンジ色の部分ですね。ここが第Ⅰ期事業区域でございます。そして、その左側、ややⅠ期よりも小さくなりますが、赤色の部分、ここが第Ⅱ期の区域の予定でございます。その第Ⅰ期事業の整備の時期につきましては、現市川漁港の区域内で漁港の西側から東側方向に約207m、南北方向へ約126m拡大して整備をする予定となっております。なお、第Ⅱ期事業につきましては、第Ⅱ期の事業基本計画が策定されます時点において改めて検討して参る予定でございます。

次に環境に与える影響でございますが、本事業は、千葉県環境影響評価条例の対象事業ではございませんが、環境への対応が求められておりますことから、それらの評価を実際に行っております。

次に漁港施設の構造物が与える影響でございますけれど、漁港整備におきましては、三番瀬の環境への影響を配慮いたしまして、水質を汚濁しないように地盤改良を伴わず、のり漁期の海上工事を実施しない工程が設定できますことから、反射波や海流への影響の少ない構造形式によりまして設計を行っております。

そして、モニタリングについてでございますが、その目的でございます市川漁港整備事業における環境負荷をモニタリング等によりまして分析し、工事実施における事業管理手法につなげる方法によりまして、工事中の環境負荷を低減するとともに、工事後における事業区域及びその周辺の環境を保全することを目的としております。モニタリング調査につきましては、年2回程度、6月頃と10月頃を予定しております。地形ですとか地質、生物等に対して実施する予定でございます。

以上でございます。

半田次長：はい。それでは、説明は以上でよろしいでしょうか。それでは、これから、皆様方の方から今までの説明に対する御意見でも構わないですし、それ以外のことも結構でございます。全体で90分程度と考えていたのですけれど、ちょっと説明が長めになっていきますので、その辺は柔軟に対応していきたいと思っております。できるだけ挙手された方の発言は、皆さん確保したいと思いますので、なるべく3分以内で、それからお名前をおっしゃって、簡潔に御発言いただければと思います。それでは、御発言ある方いらっしゃったらマイクをお回しいたしますので、どうぞよろしく願います。それでは、いかがでしょうか。はい。まず、一番早かった女性の方。

参加者：習志野市の牛野と申します。2点あります。1点目は塩浜護岸についてです。県は、後背地の再開発が完了するまでは海岸への立ち入りを禁止するとしています。それは危ないからということで、現在第1期地区の事業着手の見通しは立っていない状況で、これは「市民が三番瀬に触れ合える」というキャッチフレーズがごまかしであるという証拠に私はほかならないと思っています。そのような状況にもかかわらず、机上案といいながら干潟的環境形成で5000㎡の人工干潟を作るとしていますが、これは全く意味がないと思います。何しろ後ろの公園ができないと人々は海に近づけないと護岸懇談会でも説明しております。そんなことで、干潟的環境形成は中止してほしいと思います。

それから2つ目、県が人工干潟を中止しない理由、それは第二湾岸道路であると私は考えます。人口減少もあって、それから再生という点からも必要性を認めません。県が必要であるとする理由を私たちが納得できる形で説明してほしい。まずは第二湾岸道路を作るのか、作らないのか。イエス、ノーで答えてほしいと思います。よろしくおねがいします。

半田次長：今のご質問は2点ということで、最初は2丁目の今検討しているところですよ。そこは立ち入り禁止になって、水に接することができない。そんなのは、まやかしたと。干潟を造るのはおかしいというご意見。2点目のお話は端的に言うと造ろうとしているのは湾岸道路だろうと。そういったことについては、どう考えているのか。イエスカ、ノーか、といったことをきちっと答えてくれと。そういったことでよろしいですか。それについては、行政側の方で。

環境政策課：環境政策課の入江と申します。どうぞよろしくお願いいたします。1点目の干潟の検討の関係なんですけれども、おっしゃるとおり、今できております、2丁目の護岸は防護という機能は果たしているわけなんですけれども、親水護岸として階段もできているんですが、先程の資料の中にも階段の写真があったかと思うんですけれども、それができておまして、ただそこは現在立ち入り禁止になっております。背後地ができておりませんので、実際はすごい段差になっていて、危険な状態となりますので、そこは立ち入り禁止になっております。おっしゃるように背後地の整備が進まないと、この階段も利用できないわけですので検討しました干潟についてもですね、背後地ができて階段が降りられるということがもちろん前提だと理解をしております。ただ、当然今、市川市でも、鋭意背後地の土地区画整理事業を進めておるといふふうに聞いておりますので、この干潟の検討につきましても、やるやらないという前提はなしに、ニュートラルな立場ですけれどもきちんと検討をしておくことは重要なことだと考えておまして、今年度こういった形で検討させていただいたということでございます。以上です。

半田次長：2つ目の方については、どこか答えられる方はいらっしゃいますか。

道路計画課：道路計画課の畑本と申します。第二東京湾岸道路なのですけれども、イエスかノーか、ということで答えてほしい、ということなのですけれども、はっきりとはお答えすることはできないと。第二東京湾岸道路については、首都圏の骨格的な道路ネットワークとして位置付けられていまして、本県にとっても必要な道路であると考えております。いまこの道路につきましては構想段階でございまして、事業者も未定で、ルート、構造等も未定ということで、そのような状況でございます。以上です。

半田次長：はい。今のお答えは1点目については、作るということが前提ではないけれどもという話があり、確か階段の後ろは、何mくらいですかね、ずっともう切り立っていますけれども。それと、道路の話はイエスかノーかは言えないけれども必要なものとは考えているというようなことで、いろいろなものが未定となっているということだったと思うのですけれども、今の回答に対してはいかがでしょう。

参加者：うーん・・・。ではイエスだったらやるわけですね。それと、もう何年も前から構想、構想と言われているので。構想段階と。

半田次長：はい。おそらく県の方もさっきの回答までしかできないんだと思うのですけれども。はい。納得されているわけではないと思いますけれども。

参加者：はい。それ以上の答えは出てこないと思うので。

半田次長：では、前のグリーンのセーターの方。

参加者：松戸市の細田と申します。今出た意見に付随する話なのですが、とりあえず机上の準備というか、どうやって整備するかを準備しておくという言い方だったと思うのですが、何も緊急を要する事業ではないし、何しろ海にも下りられなければ全く、全くではないですが、必要性の半分くらいは意味がないので、もうちょっとゆっくり市川市の後背地の見通しが立ってからやっても全く遅くはないと思います。逆に早く準備をしても何も、先の見えないことに対して意味がないのかなと思うので、少しはゆっくり、凍結でもいいので、そのような構えでやっていただきたいなと思います。それから第二点は9ページの整備費用の下の管理費用ですが、これは大事だと思うんですね。やってみなければわかりませんでは、万が一、砂がどんどん出ていったり、するようなことであれば毎年毎年維持費用というものがようになってくるわけで、それはいつまで維持をすればいいのかとか、何年間維持をすればいいのかとかいう話ではない、わからないですよ。ことによったら、ずっとやっ

ていかなければいけない物事であるかもしれない。ですから、そうすると仮に少額であっても長年積み重ねていくというのが、非常に膨大な費用になるので、これをやっぱり出しておくとか、はっきりさせておくというのが重要なことで、整備をするかどうかに対しての重要な判断の指標になるということを思いますので、これを出していただきたいと思います。以上です。

半田次長：いま、2点ということでよろしいかと思えます。1点目はまだ後背地のことも決まっていないのに、そんな急ぐ必要はないじゃないかと。凍結という言葉も出ましたけれども。それから2点目は、たしかに資料の一番下のところですかね、9ページのね。管理費用、つまり作った後のランニングコストですね。これが書いていないんだけど、これはたとえ少額だったって積み重ねていけば当然、かなりの額になってしまうと。そういったことがわからないうちという話だと思うのですが、それに対しては。

環境政策課：環境政策課です。まず1点目は干潟だけを急いでいるわけではなくてですね、まちづくりの方もかなり市川市さんの方すぐく力を入れられて、地権者との交渉もされていて、当初24年度に認可という話から少しずれて来ておりますけれども、それでも鋭意進められていると我々理解しております、それほどおかずにですね、認可の方にも進んでいくのではないかなと。ある程度そういったことも見越しながらですね、干潟の方も。これも今年度検討しました、じゃあこれで、はいすぐできます、そういう性質のものでもないと思うんです。やっぱりまだまだいろんなことを考えなきゃいけない、いろいろな御意見を伺わなければいけないことだと思っております。ですから、街づくりと十分調整をしながら、歩調を合わせながら、検討していくものというふうを考えておりますので、これだけ進んでやっていこうと、そういうことではございません。これが1点目の回答になります。

2点目の管理費用なんですが、ちょっとここ数字が出てないんですが、今、類似の人工干潟等の管理費用から持ってきますと、だいたい平均すると年間500万円～1000万円くらい、流出する砂、或いは場所によっては堆積するアオサの除去とかそういった費用がかかってくるのかなというふうに見ておまして、そうしたときにこの表の中で、AからCの4までですか、棒グラフというか帯になっておりますけれども、だいたいBあたりが一番囲われているので砂の流出も少なく費用もかからないかもしれない、一方でアオサなんかは堆積しやすいかもしれないと。それからAなんかはやはり開放的な案なので、どうしても砂の流出が多くてですね、年間の管理費というのは高くなっていくのかなというふうに思っております。これらの、どうやってそれを出したかということも含めて最終的な報告書には載せたいと思っております。以上です。

半田次長：最終報告書には、その管理費用の部分もある程度入れていくという。

環境政策課：そうですね。だいたいこれくらいの帯の費用の中で、それはどういうふうな事例から、類推したとか推計したというようなことまで含めて出せばなというふうには考えています。

半田次長：はい。今、事務局の方で回答ありましたけれども、細田様の方で何かまだありますか？よいですか？はい。では前のセーターの方。

参加者：今度の、塩浜海岸の 5,000 m²の人工干潟について、ここによると多様な環境を創出することと、人が海に触れ合えるそういう場所を造ることと、主にこの二つが上がっているんですけども、これについて大いに疑問があるので、それについて質問します。千葉県も平成の初めのころと、平成23年前だったと思うんですけども、2丁目と3丁目の曲がったところにね、そこに100 m²と400 m²のね、人工干潟を造ってどうなるかを検討しているんですね。その結果が出て、いずれも失敗だったと、泥が流されちゃって人工干潟として残せなかったと述べているわけですよ。それに対して、一切の反省とか、どうするとかなく、さらに5,000 m²というね、とてつもなくそれから比べると大きいですね、人工干潟を造ると、僕は実は市川市三番瀬を守る会の立花です。市川三番瀬を守る会と市川緑の市民フォーラムってところで、市議会議員とこの5,000 m²の埋め立てを含めて、早期に三番瀬全体をラムサールに登録してくれという請願書を出したんですね。去年の12月10日が市議会で、行徳臨海部特別委員会というのが開かれて、そこで第1回目の検討会をしました。いくつかの意見が出ましたけれども、疑問があるのでより実態を調べていきたい。主に言ってしまうとそういうことで継続審議になりました。継続審議の行徳臨海部特別委員会が3月12日に開かれました。そこに出した請願が皆様の所に配ったね、これです、請願書が。こういう主旨で、この請願書の中には5,000 m²のことは直接言っていないんですけども、私は42人の市川市議会の議員と何回かコミュニケーションを交わしてきました。手紙も、これは「改めて」と言っているように、議員全員に送った2回目の手紙です。この中で5,000 m²のことも触れています。私はね、市川市民の中に、船橋と違って海に親しみたいという願望というか願いがあるというのはよく知っています。それはあって当然だろうと思うんです。ただね、三番瀬は千葉県の調査ですら647種の、底生生物を含めた、非常に生物種の豊かなところなんです。ご存知のように2010年には日本国主催で、名古屋で生物多様性国際会議が開かれました。そこでは、急速に減っている生物多様性を保全するために、2020年までの当面の20の緊急の目標を決めたんです。そのうちの11項目目に、海洋の10%、陸地の17%を保全というのが謳ってあるんですね。ご存知のとおり東京湾、大阪湾、伊勢湾等々、みんな埋め立てで、非常に環境面からいうと破壊されているんです。東京湾もそういう意味では同じです。こちらへん

で環境を保全するという立場から、特に温暖化が深刻な影響を与えるときに、海を埋め立てて二酸化炭素を吸収している海を埋め立てて、生物がたくさんいるのを殺す結果になってしまう、ということは避けるべきだということで、こういう市議会議員との対話を進めております。残念ながら四月の議会選挙で、今回議論していただいたのですが、例えば漁業者の意見はまだ十分聞いていないとか、それから国際条約の基準にどの程度合っているのか、僕は合っていると謳っているのですが、三番瀬は9項目の内、5項目合ってるというときもあったんですね。だから十分合ってるんです。国際基準のラムサールの登録基準に。だから、県はいまだに、市川市のことを言うのを含めて、早期にラムサール条約に登録すると、そのためには5,000㎡の埋め立てなんていうのはね、僕は生物多様性の観点からいって非常にまずいと。だから今は延期すべきという意見がありましたけれども、僕は中止して、生物多様性の保全、日本国が主催した生物多様性国際会議の基準を守って、千葉県も目標達成に努力すべきだ、ということを主張します。以上です。

半田次長：内容的には、昔やった試験が失敗したことについて、全然反省していないということがあったり、それから、請願は市川市の方に出されているんですね。はい。その中にも書いてあるということで、おそらく国際会議の話は愛知ターゲットの話かなと思うんですけども、そういった中で、二つあったような気がします。ラムサール条約の話が一つ、それからこういった計画はすぐに中止すべきだ、生物多様性の面からですね。そういったことだと思います。まず、中止すべきだということについて。

環境政策課：はい。環境政策課です。先程資料でも説明しました通り、今回の干潟の再生というのは、まず埋め立てでは絶対ないという事を明言させていただきます。埋め立てではなくて干潟を再生する。それは環境再生であると。三番瀬の環境を良くするという大きな目的があってやっていることであって、全く今おっしゃったことと、干潟を保全していくべきという御主旨と変わることのないものだと考えております。これによって、データ上での予測のことになりますが、自然相手のことですのですべてがデータ上の通りにはならないかもしれませんが、今、比較的生物量が少ないとみられている2丁目護岸の前の部分に、他の三番瀬の平均的なぐらいの生物量の増加というのは期待できるかもしれないというふうに予測はしております。

半田次長：あとラムサールの方はいいですか。では立花さんどうぞ。

参加者：僕は市川の5,000㎡の埋め立てのところ、2丁目護岸の地先ですけども。あそこは階段護岸になっているところも含めてね、直立護岸というか埋め立てて、あれ

になってますけれども、そこでの生物の定着状況というのは1丁目2丁目含めて非常に良い、という県のこれまでの評価ですよ。非常にいいというか、ある程度いい、保存されていると、今までの環境にね。それなのに何で50mに100mの、しかもかつて失敗したやつを繰り返して、もっと大規模にやろうとする理由が分からない。もうひとつさっき触れなかったけれども、市民が海に親しめると言っているけれども、僕が賛成なのはどうかって言うと、塩浜1丁目にはね3.5haって聞いているけど、正確には分からないけれども、養貝場ってところがあるんですよ。そこはかつて埋め立てて、いま手つかずになっているんです。行徳漁協と南行徳漁協がやったんです。裁判でもめていてお金返さなくちゃならないって問題もありましたけれども、それはそれとして、千葉県はそこを埋め立てたんだから、そこを活かして市民が海に親しめるような。1丁目は少し離れていますけれども、ちゃんと駅から整備すればそこは十分行けるんですよ。そこを活かしたら海に親しめる市川市民の要望が叶えられると思うんですね。そこをぜひ考えてほしいと思います。

半田次長：今のことについては、まず最初のところは理解できないと。それから、1丁目の護岸の前にある養貝場ですよ。昔やったところ。あそこを折角やったんだから、これも前回のミーティングで出てたこともあるんですけども、何かこれに対して県の方からありますか。

環境政策課：環境政策課です。まず最初に、生物量ですね。あそこは多いんじゃないか、そこをつぶしてやるのはおかしいだろうというご意見だと思うんですけども、先程お配りしております資料の5ページを見ていただきますと、青い棒グラフが三番瀬の平均的な生物種というところでございまして、濃い赤い棒グラフが2丁目の護岸整備をしたときに測定した種類数だと。ということで他の三番瀬の平均に比べますと、やはり2丁目護岸前は少ないという結果が出ております。これはおそらくここには滞りが通っておりまして、シルト分が非常に多い底質になっておりますので、まあそういったことが影響しているのかなというふうに思っております。ですからここにつくることで、この三番瀬の平均の青い棒グラフくらいまで、種類数が増えてくる、あるいは湿重量が増えてくる、湿重量については次の6ページにありますけれども、そういうことが期待できるのかなという、予想を立てているということです。それが1点目の回答になります。

2点目の、確かに養貝場にもたくさん生物がいるようで、そこも活用できるのではないかというお話なんですけれども、まず一つはやはりこの養貝場はですね、漁業者さんの方で作られたものでありますし、そこを漁場の範囲内として活かされているということがございます。また、前回のミーティングでもありましたように年に1回か2回でしたでしょうか、子供たちを連れて、そこで干潟の探検というか

見させると非常に喜ぶというようなこともあり、ただやっぱりなかなか岸から離れておりますので、そんなに回数ができるわけではないし、限られてしまうと。あるいはちょっと安全性の面でやはり周りに柵とかがあるわけでもないで、どうのかなというのがあります。今回は、せっかくあそこの2丁目の階段式護岸という形で海に近付いてまいりますので、その前で階段から干潟に下りて、わりと手軽にと言いますか、容易に干潟に触れられる機会、人が海と触れ合える機会を作れる場所になるのではないかなということで今回、この場所で検討しているということです。

半田次長：ということでよろしいでしょうか。ではいろんな人が・・・はい、ではオレンジの方。

参加者：市川の岸です。また関連した形ですけれど、さっき言われた養貝場はですね、市川は言われていますように、かなり子供たちをあそこへ連れて行ってはですね、あそこはアマモもあるし、ご存知のように、今、企業庁との関係で、例の漁業組合があれを作るために借金をした問題でトラブルになっていますから、余計あそこをちゃんと県が指導して、それを船橋のようにあそこで漁業組合が潮干狩りをできるような環境を作れば万々歳なわけで。それで特に問題になるあそこに渡るためのところが、今回漁港を整備すると言っておられるわけですね。そしたらその漁港を整備するところからあそこは滞りすぐ下にあるだけで、行けるのは非常に簡単なわけですね。それで、片方は8億とかそういう金をかけてやるのであれば、なぜあれだけ素晴らしい漁港を作るのであれば、それに合わせて市民が一番親しめる環境がこれまでできてたわけだから、それを作れば、費用的にも非常に簡単にできるわけですが、それを何故やらずにわざわざまだこれからわからないようなものを作られるかですね。そのへんをお聞かせ願いたい。以上です。

半田次長：はい。今のは養貝場の話。一丁目護岸の前ですね。これから市川漁港も整備して、併せてやればお金の面から考えたって一番いいんじゃないかという話です。これまでも市民の方もあそこに結構行かれているわけだから、それでいいんじゃないかという話。それにも関わらず、このいまの計画を突き通そうとしているのは何故なんだ、というふうなことでよろしいのでしょうか。

参加者：そうです。

環境政策課：はい。環境政策課です。先ほど2丁目護岸の前で、なぜ検討しているかということについては、申し上げたとおり階段護岸からそのまま下に降りられる形でですね、干潟と触れ合えるというのは一つの価値かなというふうに思っております。

養貝場を活用したらいいじゃないかという御意見はですね、いろんなミーティングの場でも、あるいはパブリックコメントなんかの場でも聞いております。また、そういう御意見があるということはこういう場で伺って、意見としてお伺いするということになるのかなと思います。この干潟についても先ほど申しましたように必ずしも事業化というものを前提としておりませんで、こういうふうな場所にこういうふうに作ったらどうなるのかというようなことをしっかり検討しておくことが次の検討を進めるための重要なステップであろうと理解しておりますので、そういうことで進めさせていただいています。

半田次長：はい。今の回答でいかがでしょう。

参加者：対費用効果で考えても、それと、さっき言っていますように漁業者の問題と企業庁の問題を含めてですね、三者が一番丸く収まるのになぜここでやらないのかということをお聞きしているのですけれど。

半田次長：どうでしょう。なぜやらないのか、という理由のところですけど。

環境政策課：環境政策課です。なぜやらないのか、というのは、可能性がまったくゼロということでもないのですが、いま県としてそれを検討している状況ではございません。いろんなやっぱり問題もあると思います。ただ、もともと、今回の検討は階段護岸から来たところで検討しているというわけであって、何かを否定しているということではなくて、今回、階段護岸の前に干潟ができればどういう形になるのかなということを検討しているということだけでございまして、なぜやらないのかと言われても答えができない、県としてはそういうことは考えておりませんということしか申し上げられないですが。

参加者：では最後に。

半田次長：ではあと1回。

参加者：あの、漁港を作られるわけですから、漁港を作るときに一緒にどうして作ろうというふうにならないのかと、そのところだけです。

環境政策課：先ほど申し上げましたように、漁港は県では作りませんで、市川市さんの管理する漁港でございますので、これは市川市さんの方で検討されるべきことだというふうに思っています。市川漁港の整備については以上です。

参加者：習志野に住んでおります中山と申します。干潟的環境形成検討事業について3点

発言します。1つは自然は人間の思いのままにはならないということです。三番瀬の環境が昔と比べて悪くなった最大の原因は埋め立てです。これを否定する人は一人もいないはずで、三番瀬は半分以上が埋め立てられました。環境が悪くなるのは当然です。その原因者は千葉県です。ですから県は、三番瀬関係の漁協に対して、莫大な額の損害賠償金とか漁業補償費を払っています。そして今度は三番瀬の環境を良くすると言って人工干潟を造成しようとしています。しかし、これまで県がやった事業で環境再生が成功した事例は一つもないはずで、例えば九十九里浜の人工岬、ヘッドランドです。シミュレーションで人工岬を作れば砂浜の浸食を食い止められるという結果を出しました。そして人工岬を22基も建設中です。ところが人工岬が完成したところでは、浸食が一層激しくなっています。人工岬は九十九里浜の景観や生態系を破壊しています。例えば一宮町では住民やサーファーが立ちあがり、人工岬の建設中止を求める署名をわずか二カ月で4万4千集めて千葉県知事と一宮町長に出しました。ここから言えることは、自然が人間が勝手に考えるほど容易くは改造できないということです。机上の検討は役に立たないということです。このことを是非考慮に入れてほしいと思います。2点目は事故の危険性です。兵庫県の明石市では人工砂浜が陥没して4歳の女の子が生き埋めになって死にました。この人工砂浜は砂の流出を防ぐため、前面に強固なケーソンを設置しています。それでも陥没しました。この事故では今年の7月、国交省と明石市の職員4人が有罪が確定しました。4人とも事故当時人工砂浜の管理に関わっていた職員です。この人工砂浜は天然の浅場を土砂で埋め立てて造りました。自然保護団体の反対を押し切って造成したものです。市川市塩浜2丁目地先で人工砂浜を造成した場合、陥没事故も危惧されます。人身事故が起きたら、管理にかかわる県職員や市職員が有罪になる可能性があります。将来の県職員や市職員にそういうツケを負わせるつもりなのでしょうか。

最後です。県財政の問題です。県財政の県債残高、県の借金は今年度末に3兆円を超えると見込まれています。来年度予算では、来年度末の県債残高はさらに3兆358億円に膨れ上がるとされています。これが財政状況なんですが、人工干潟については反対が強いんです。さらに金食い虫となる可能性が高いです。そういう事業は止めてほしいと思います。以上です。

半田次長：ご意見として伺いますけれども、県がですね、今までやって成功した例は無いだろうということ。要は、いくらやっても自然に勝てるわけがないだろうと言う話が1点。それから、兵庫県の事故の例を出されました。それから最後、県財政の話、要は全体総合的なお話ですね。事故とかお金であるとか、ほんとに自然に勝てるのかと、事業には反対だと言うご意見だと思います。ありがとうございます。他にいかがでしょう。

参加者：船橋の田久保と申します。毎回言っているんですけども、三番瀬をラムサールにしようという運動をもう20年やっているんですね。請願署名を14万は県に伝えています。まず、そういう市民というか一般の人がラムサールに早くして欲しいと言う要望がある。でも20年間何にも進展がありません。荒尾干潟ではもう市民と行政と漁業者が一致してラムサール湿地になりました。三番瀬の後から運動が起きてすぐになっちゃいました。それから渡良瀬の方もラムサールになりました。千葉県はラムサールを嫌っているような感じがしてます。してるだけです。是非ともラムサールを推進するための予算をいっぱいつけてですね、県職員を含めて荒尾干潟に行ってみるとか、そういう検討と、あと漁業者に有効だと知らせる、そういったパンフをつくるとか、そういうのを是非やってほしいと思います。三番瀬は千葉県の誇り、みんな、県もみんなそう思ってると思います。できたら、もっと箔を付けるために、是非ラムサールに一刻も早く、もう15年で今年の会議は終わってしまいます。次の会議に間に合うように、是非やってほしい。

半田次長：ありがとうございます。田久保さんの方からラムサール条約の関係でいろいろお話をいただきました。これだけ長い間、賛成している県民もすごく多くいるというお話をいただきました。今の件で自然保護課さんの方でよろしいですか。

自然保護課：自然保護課の高橋と申します。ラムサール条約関係なんですけれども、たしかに外形的に見れば登録が進んでいないと言うのは事実でございます。先程、ラムサール条約の関係で、国際的に重要な湿地ではないかと言う事なんですけれども、われわれも環境省と同じ国際的な基準で見れば、少なくとも4つは満たしている重要な湿地であるという認識をもってます。だからすぐ県で登録しなさい、と言う御発言になるんですけども、ラムサール条約の登録に当たっては、もう一つ鳥獣保護区の指定をするなどの保全措置を担保としてするなどが条件になっておりまして、それに当たっては当然そこで利害関係を有する方々の、同意を得なければならないということになっております。こういう会議であたかも漁業協同組合の方々が、反対しているかのように発言される方々がままいらっしゃるように私感じておるのですが、私ども漁協の方々と何度かお話ししてですね、ラムサール登録を推進する方々と漁協の方々も、本質的なところでの思いは同じだと思います。三番瀬の再生、その中で漁協の方々が重点を置いているのは漁場の再生を優先してください。そこで生活している方々の意見を尊重して進めないと、三番瀬の再生というのは、行政だけでもならないし、市民団体だけでもできないし、漁協の方々だけでもできないし、皆がこういうミーティングのような場でですね、意見を交換して、少しずつ自分の主張とは違う意見を受け入れてですね、胸襟を開いて話し合う事によって進む

ものだと理解しております。ですのでそういう点からもう少しお互いの、こういう言い方がどうか分からないですけれども、お互いの言い分も少しずつ聞いてあげるような体制でお話し合いができればいいのかなというふうに願っています。私からは以上です。

半田次長：今の件についてはいいですか。

参加者：江戸川区から来ました今関と申します。野鳥の会で毎月三番瀬で、探鳥会をやっているんで、三番瀬を豊かに保全してほしいと願っている者です。今日は先程報告がありました、干潟的環境形成検討事業の事について、市川市で計画されております、5,000 m²の干潟、人工干潟の事でお伺いします。意見交換と言う事で参加させていただきます。まず干潟的環境の形成の件ですけれども、これは第二次計画のところに出ておましてですね、実際に試験がやられました。そして最後のまとめのところ、前の大西さんが、会長であって、最後のまとめのところ、この試験は結局失敗だったということで、締めくくられていたんですね。それをまたどうしてやるのかなというところに疑問があります。やっぱり見直してほしいと思います。さらに予算が膨大にかかるということでもあります。この試験は、やはりやらない方がいいんじゃないか、止めた方がいいんじゃないかと思います。というのは、例えば幕張海岸等の人工干潟だけでも砂が流されたら、膨大な予算を割いてももう持ちこたえることができないので中止すると、そういう事例なんかも他の所で出ておましてですね、そういうことからみてこの試験はどうなのかと。先程県の方が、これは事業化を前提にしたものではないとおっしゃいました。それならば、なおこの費用を投じてやるというのはどういう意味があるのかと。私は本当に疑問に思います。それから市川市が5,000 m²の人工干潟をやるという計画が広報なんかでいわれております。ご存知のとおり人工干潟は自然の豊かな環境を破壊すると、先程発言がありましたけれども、そういうことでもあります。それから環境省が名古屋の藤前干潟の計画についてですね、やっぱりこれは自然を壊すという中止の意見を出して、それをついに中止しました。それから市川市は人が海に親しめるという事を目的として広大な埋め立てを計画しているわけですが、ちょっとものを見てみましたら市川市はかつて、市川塩浜など4か所ぐらいをですね、埋め立てをやってきているんですね。その結果、親しめる海ってなくなってしまったわけですよ。そういう事を踏まえたうえでまた埋め立てをやるのかと。そういうふうに思いますね。そういうことで、親しめる海だからと言って、今更また人工干潟をつくるのはどうなのかというふうに思います。次に2010年に名古屋におきまして、生物多様性の名古屋会議が行われましたけれども、ここで世界の海域を10%広げるという事が議決されました。世界的に見てどんどん海域が減っていくことの危惧から、世界的な

目標ということでやられたわけです。埋め立てを止めて人工干潟の埋め戻し等を止めて広げるということが決められたわけです。そういう点からみても今更人工干潟を造るという目標から見ても、全く目標に逆行するというふうに思います。そういう点からみて、じゃあ親しめる海はどうするかということでもありますけれども、すでに直立護岸が傾斜護岸になって、親しめる場所が多くなってきましたけれども、三番瀬再生計画の検討の中でも、今ある既に埋め立てた土地をですね、埋め戻して、そこに自由な海域を作って、そして皆で親しめるとかいう計画も出ております。そういう点から検討してみればですね、何も護岸の前に5,000㎡広げてやるということはないでも、やる方法はいっぱいあると思うんですね。そういう点からみて市川市が進めようとしている、計画が出ております埋め立ては、やらない方がいいんじゃないかと思います。県にちょっと教えてもらいたいですけれども、愛知目標の10%が決められたわけですが、千葉県としては具体的にどんなふうに進められているか、方針とか実績があれば教えてください。それから仮に市川市が5,000㎡埋め立てるとか、もう一つ漁港の築造をやった場合、公有水面埋立法との関係で、許可の対象になるのかどうか。3つ目として先ほどの干潟的環境の試験と、市川市の人工干潟との関係はどうか、先程この試験は、事業を前提としないとおっしゃってましたけれども、これが成功しない限り市川市の人工干潟はできないのではないかと思いますけれども、その関連性があれば教えていただきたい思います。

半田次長：後半の3つのところでよろしいでしょうか。答えの方はですね。

環境政策課 環境政策課です。今ちょっと誤解があったのかなと思うんですけども、干潟的環境の形成と5,000㎡というのは一緒の話でございまして、干潟環境の検討が100m×50mの規模で検討しているので、掛け合わせると5,000㎡ということで、これは県で検討しているものであって、市川市の事業としてやっているものではございません。県としてやっているものです。もうひとつ訂正させていただきたいのが、よく言われるんですけども、干潟の検討27㎡の砂を、2丁目と3丁目の所に置いてやった試験結果を、大西前会長が失敗だと言われたというんですけども、失敗と言われたことは無いんですね。砂が残らなかった、このことはきちんと記録に書いておくべきだと、元々砂を残すためにやったわけではない、この試験は砂の移動を見るため、それから生物の加入状況を見るため、この2つの目的をもってやった試験ですので、砂が移動してなくなったと言う事を記録してくださいよという事を大西前会長が言われて、これはその通り記録をさせていただいたという経緯がございます。1点目についてはこれでよろしいでしょうか。

半田次長：後は愛知ターゲットの話、漁協の埋め立ての免許の話ですね。

環境政策課：愛知ターゲットの話は自然保護課の方でできますでしょうか。

自然保護課：おっしゃられた愛知ターゲットに絡んで海域の10%を保全という話なんですけれども、直接は環境省の方がやっているんで、私どもはどこの海域を具体的にどうすると言う選定作業には入っていないので、正確なところはわかりません。この海域の10%保全に直接関係するのかどうか分からないんですが、最近環境省において日本全国の海域というより海岸地帯みたいなところを、貴重な海域という事で、よく重要湿地をいくつ保全するのと同じような候補として専門家が検討されていると、こういう情報がつい先ごろ提供がありました。それについて、県でこれを選定するしないとか、この区域を広げるべきだとか狭めるべきだという意見照会では無く、候補地として挙がっている中でこんな生物がいると言うのを国の専門家会議では理解はしているんだけど、地元で持っているデータで、間違いが無いかというような照会と、地名なんかの面で適切ではないのがあれば教えて下さいという照会があって、内部情報なのであれなんですけれども、確かに三番瀬もその区域には入っておりましたが、他にも千葉県は3方海に囲まれていて、外房地区も内房地区も東京湾でも三番瀬以外の、かなり工業地帯があるような海域なども、候補地に挙がっていたやに記憶しております。ちょっと答えになっているかどうか分からないんですが、県が関わっている範囲はここまでです。以上です。

半田次長：あと公有海面埋め立ての関係ではよろしいですか。

市川市：市川市の浅尾と申します。今日ご説明させていただきました、第1期の漁港計画、右側のオレンジ色の部分ですけれども、こちらについては埋め立ては一切行わない計画となっております。以上です。

半田次長：今関さん、よろしいですか。では、時間もありますので1回でお願いします。他にいっぱいいらっしゃるんで。

参加者：愛知ターゲットの件は、環境省はもちろん責任あるところですけども、具体的に1番目の守るかどうか、つまり埋め立てをするとか、あるいは埋め戻しをするかというのは具体的に公共団体がやると思うんですね。そういう点で市川市が出している5,000㎡の人工干潟、そういうものをどうするかは県の姿勢の問題だと思うんです。従って仮にそういうものが出た場合には、こういう愛知ターゲットの面からの判断はするのかわからないかを教えてもらいたいと思います。それから干潟的環境

形成の試験と市川の人工干潟の関連ですね。つまり、試験が成功したら市川の人工干潟を認めることになるのか、そういう関連性があるのか。あればどういうふうにするのかを教えてくださいと思います。

半田次長：愛知ターゲットの件は、何かありますか。いいですか。

環境政策課：先程も申し上げましたけれども、試験と人工干潟の5,000㎡の埋め立てと言う事では無くて、今回は試験では無くて、形成検討ということで、こういう5,000㎡の干潟を造ったらどういう効果があるか、どういう課題があるかというのを検証しているということです。ですからそれは、一緒のものというふうにお考えください。ご理解いただければと思います。それから、愛知ターゲットでそれをどういうふうに評価するのとおっしゃったんですけど、先程も申しました通り、これは全く埋め立てではございませんで、海岸の再生ということで、やっておりますので、愛知ターゲットの目標にも沿ったものになるのではないかなというふうに考えております。

半田次長：はい、こちらの前から4番目の方ですね。

参加者：浦安の織内と申します。三番瀬の活動を十数年やらしていただいております。田久保さんから20年以上やっておると、実は今度の第三次で色々皆さん、再生事業とか再生計画、保全の方は全くしないですね、再生をやるというのはおかしいような気が前からしているんですがね、どの場合でも環境については悪化しているんで、まず保全すると、いまの悪化を止める。それから再生という手順になると思うんですね。ですからラムサール条約の場合はですね、保全がメインで、もちろん賢明な利用とかいうことで、再生にも関わる楽しむとか言っているわけですけど、そういうことで第10節、3次の方で出ていますけれども、1次からずっと8年間やって、全然進んでないわけですね。ただ、いちおう船橋の登録ということは、再生会議の一番目の終わりごろぎりぎりにOKとれて、環境省に千葉県役員の方が行っておられて、市川を放っておいては困るぞと言われてですね、計画を段階的にやっていったらいいけどもとか、スケジュール出せと言われてるわけですね。それは出してないんですよ何も。我々としては案を出しているんですけどもね、もちろん会報とかで。それで、今までも人工干潟の検討はされているんで、干潟の状況の形成ということで、これだけは、条例とラムサール条約ですね、保全については全く何もないわけですね。だからいつでもここは簡単に埋め立てできちゃうわけですね。県の人が、辺野古のように知事がOKすれば、全部埋まっちゃうわけですね。日本にも全国的に無いですから、止める方法は。だから条例とか、国際条例で

止めなくてはならないということですね。それは実は漁場の悪化を止めるという事になるわけですよ。これは皆さん解釈のしようがあると思うんです。カタカナだし鳥が増えちゃうんじゃないとか色々な意見も聞きましたけれども、一回合意したわけですね、船橋地区だけでも。それを逃したのは、環境省から市川やらなきやだめよといわれたから、ぼんと止めちゃったわけですね。今度、2020年の生物多様性とか千葉県戦略とかやっていますね、全国と世界もですね。そういうことで、この際オリンピックまでに我々も、18年まで、あと3年後に、またラムサール条約、今年ありますけれどまた3年後にありますから、ここまでに例えばやるという前提ですね、例えば谷津干潟もやってあると。20年前にやって、ずっと・・・で効果も分かっているわけです。ということなので、仮に人工干潟のようなことで、仮に18年に登録したらという場合で、机上検討やってもらえませんか。予算を組んだりして、見に行くということを含めてですね。これは合意を得られればというけれども、例えばこの市川の砂浜についても合意が得られているとは言えないわけですね、今までのところ、ほとんど皆さん諸手を挙げて反対みたいなことですね。ラムサールも市川も含めて漁業関係の皆様も非常に心配していると、再生してからということなんですけれども、やっぱりターゲットを決めてスケジュールを作ってやらないと、何も進まないですね。結局終わりになっちゃいますね。あと2年しかないですから。この前の会合でも、是非予算をとって計画を立ててくれませんか。鳥獣保護区の申請も仮にやってみるということで、やったらどうですか。「仮に」ですからね。反対が最後までダメだったらできないんですけれども、進めてもらうということはいかがですかね。もうあと2年しかないですね。あとは、ここでやらなければどこでやるのか分かりませんけれども、結局、十何年も堂本知事の時からやって、世界的に有名な400年も漁業をやっている、三番瀬、東京のこんな近くに、世界にはありませんね。世界中の鳥が集まっている場所。それとオリンピック前にやって、是非オリンピックに来た人にですね、ディズニーランド見た帰りに、三番瀬の美味しいもの食って帰ればということでやってもらって、やっぱりブランド化は重要だと思うんですね、漁業についても。教育も、環境にも。是非検討していただきたいんですけれどもいかがでしょうか。

半田次長：再生よりも保全だと言うことで、具体的に一步でも前進していけるとそういうことなんだと、お金つけたり色々やって。今の件について。

自然保護課：先程、申しあげましたけれども、ラムサール条約というのは漁業関係者を含めて、地元で利害を一番有している方々の同意を得て慎重に進めていくべきものだと思います。強引に県が予算化して、旗振ってこっち行けということではなくて、三番瀬の再生自体も漁場再生が一つの大きな目的ですし、漁民の方々も先程から言

っているとおり、必ずしもラムサール条約登録に反対しているわけではないので、こういう場で何か対立をあおるような形になるのはどうなのかなと思ってしまいます。今日漁組の方々もいらっしゃっているんで、せっかくこういう場なのでよろしければ、ご意見いただければいいかなと思うんですけれども。どうでしょうか。

半田次長：その前にどうですか。今の、漁組の方々のご発言も構わないんですけれども。

参加者：私は別に漁組の方々の邪魔しようとは思っておりません。再生は重要と思います。ただ、再生はどういうことをやるのかと、最後にですね。この事業では第二次のところ、ほぼ実行されたというふうになっているわけですね。覆砂とかそういうのやってですね。そしたらいいよ今度はいいいんじゃないかと。登録いいんじゃないかと思ったら、いやいややっぱりどうも再生だと、どこまで再生ということになるんですかとよくわからない、ということがありまして、大変失礼なことだったら申し訳ないんですけれども。別に何も邪魔しようとか、我々はおいしいもの食べたいしですね、そういうことで協力をしてることもあります。

半田次長：今の件についてでしょうかね。前から3列目の。

参加者：船橋市漁業協同組合の滝口です。今のご質問に漁場再生ってどこまでやったら漁場再生ということですが、まずそれにお答えしたいと思います。現状では皆様が御承知のとおり、毎年毎年青潮の被害がありますよね。その青潮の被害によつてですね、漁場がね、毎年毎年アサリ湧くんですよ。でもそのアサリが青潮、貧酸素水塊の影響で、減ったり、全然収穫が無かったりするわけですね。一般的にアサリ、二枚貝が、その干潟の中で、発生していれば水再生、環境再生にいいということは皆様もご承知だと思うんですね。ですから、漁場再生イコール三番瀬の再生なのかなというふうに考えてます。皆さんは三番瀬の再生を望んで、もう本当に漁場としての価値、干潟としての価値っていうのが、高まっていけばいいと思っています。ただそれが現時点では、皆様もご承知のとおり、埋め立てっていうのは、いつも思うんですけれども、埋め立てするな埋め立てするなと言っているけれども、埋め立てしましたか、20年間で。したんですか。してないけども、環境悪くなるんですよ。じゃあ何なのそれ。環境の悪化を止めさせる方法があるんだったら、皆さんがやってほしいなと思います。それで、この中で色々な人の意見が出ていましたけれども、人それぞれ考え方が違う人たち、でもだいたいの方向が埋め立てをするなど。埋め立てなんか全然してないじゃないですか。どっか埋め立てしたところあるんですか。（会場から「市川の護岸ですね。」との声あり。）だって、護岸はあれ崩れたままでいいの。塩浜の護岸って。そのために、護岸を再生したんじゃ

ないですか。それともう一つ、長くなりますけど、中には県の無駄な予算を使うな
って言う人もいましたよね。それでラムサール登録するのに予算を組めということ
ですけれども、逆に14万人の県民の方たちがラムサール登録を望んでるんだつた
らね、その人たちが自分たちの費用を出し合っても漁場再生とか考えたらどうで
すか。三番瀬の再生っていうのを。14万人の人が毎月一人1,000円ずつ活動費と
して1年間やれば、14億から15億の費用が出来るよ。その人たちが本当に再生
をさせたいんだつたら、そういう活動をしてもいいんじゃないのかなと思うだけ
れども。ただ口で再生再生って言うてたつてできないよ。漁師はそこで稼ぐために、
自分たちの仕事もしているけれども、その干潟の管理っていうのもしてんですよ。
あなたたちしてるの。ただ見に来てるだけじゃないよ。それと、以前もいいました
けれども、ラムサール条約登録したら、谷津干潟は登録した後に、野鳥が増えたり
生物が増えたんですか。登録しさえすれば、自然が守られるという考え方が俺はど
うもおかしいと思ってるよ。埋め立てしちゃつてもうこれだけ環境が悪くなつてき
たんだから、人の手を入れなかつたら再生なんかできませんよ。20年間埋め立て
しなかつたつて、一年一年悪くなつてるじゃないですか。そこら辺、逆に皆さんにも、
県の皆さんにも考えてほしいと思います。

半田次長：はい。ではまだ発言されていない方がいいでしょうか。ではオレンジ色の方の
後ろの方。

参加者：浦安の後藤です。今いろいろ話があつたんですけど、僕は三番瀬の再生に関して
は安全性と環境をいかに両立させて知恵を絞り合つていくかが非常に大事だと思つ
ています。それで今回、干潟的環境形成の話が出たのですが、実は護岸が完成して
いるのですが、海岸保全施設はまだ完成してないはずですよ。わかりますか。要
するに、市川市の街づくりと一体になって後ろにマウンド胸壁を作つて、はじめて
安全性が確保されるんです。そうしたことがまだやられていなくて、市川市と県が
話し合つてそこを詰めながらまだやつてないのに、ここだけ少し干潟を作りましょ
うという話も非常に違和感がありますし、それだつたらもっと大きな計画の中で、
ではどこにどういうものを作つていったらいいのかというものをきちつと考えてい
かないといけないし。今、例えば川との関係が切れているとか、河川の水が入らな
いとか、もっと大きなことを皆で話し合つて、実は三番瀬再生会議は始まつたはず
なんですよ。やはりそのへんはまた元に戻つて、原点に戻つてやつてほしいのと、
本当にやるべきこと、安全性と環境をいかに両立させていくかということ。例えば
僕は浦安の護岸について、何回も質問しています。例えば浦安市は環境学習施設用
地を市が買いましたので、では護岸とそういった場所を一体にしながら、どうやつ
たら三番瀬の環境も良くなつて、アクセスも良くなつて、環境学習も進めるという

姿にできるのかということ、もうちょっと県の人たちも考えていただきたいなと思いますし、我々ともっとよく話し合いをしていただきたいなと思っています。それからさっきから埋立ての話が出ているんですけども、サンフランシスコベイプランというのは海の体積を減らしてはいけないということを言っているんですね。ということは、杭一本立てたらその分をミティゲーションでその一本分を水があるところにしなさいと、陸側で。そういう時代で、埋立てだ埋立てじゃないじゃなくて、海の体積を減らしたら良いことは絶対ありませんから、干潟を作ったらその分少し体積が減るから、では陸側に湿地を少し作りましょうとかそういう議論をしていただきたいなと思います。以上です。

半田次長：今までの中でかなり広い、原点に立ち返れという御意見だったと思いますけれども、では御意見として。では前から2番目の方。なるべく簡潔にお願いいたします。

参加者：船橋漁協の松本です。三番瀬の環境ということで、私が思っているのは、今、青潮と貧酸素水、これがだいたい漁業に影響しています。アサリや貝類も死にますし、魚関係では、底曳きではカレイも獲れません。小柴のシャコ、有名でしたけれども海底にいる生物、魚は獲れません。これをなくすには、大変な費用と努力が必要だと思います。一つの県ではとてもできないと思います。海底の底質を除去する、または流入する窒素・りん、その規制、総量規制していますけれども、先ほど水環境の方で話がありましたが、数値だけの化学的な検査だけで私はいいと思ってません。数値は、確かに東京湾きれいになったなと思いますが、生物は全然減少しているのが事実です。ですからそういうことを大きな目で、東京湾全体の目で、まず県の方にも何とか前向きに、すぐにはできませんけれどもやっていただきたいなと思っています。

全体的なものはなかなか難しいし厳しいところもあると思いますが、部分的に、例えば三番瀬等の青潮対策、貧酸素水の対策で、干潟というのが非常に効力があると思います。アサリもその周りで青潮が出て生き残ります。ですからそういう観点から、ぜひ試験的でもいいですから干潟をやってください。

それともう1点。ふなばしの海浜公園、あれも人工干潟です。あれは市川航路の砂を入れてやっています。生物の多様性等も問題なく、影響もありません。堤防がありますけど、砂の流出もありませんし、アサリも大変湧きます。ただ青潮で死んでしまいます。そういう状況ですので、ぜひやってください。

半田次長：今、青潮の問題ですね。おそらく県も漁業者の方と話し合いをもっと進めることも必要なんだろうなと思います。ではこちらの方。

参加者：三橋と申します。何故 5,000 m²なんですか。5,000 m²で何ができるんですか？野球

もできないでしょ。ばかなこと言ってんじゃないって。5,000 m²で後で50,000 m²にして、500,000 m²にしようというんだっちはっきりそうおっしゃい。その辺の説明をしてください。

環境政策課：環境政策課です。三番瀬再生計画の中では、いわゆる順応的管理という、先ほどから御意見ありましたように、自然というのは非常に予測ができないものなので、何かをしてきちんとモニタリングをすると、しながら物事を進めていくということが大事だということがあります。いろいろ規模についてはあるかと思いますが、あの場所はすぐそばに滞りも通っていて、滞り筋の流れもあるので、それを阻害しないように、そして周りの環境の生物等にも影響を与えない規模として考えたのが今回5,000 m²ということで、あと、階段式護岸の階段部分の幅が100mということなので100m、そして滞り筋はだいたい100mくらい沖合までありますので、それをつぶさないということで50mの範囲。100m×50mということで5,000 m²になっているということです。

参加者：わかんないけど、しょうがない。他には言いようがないでしょう。

半田次長：これしか答えがと。では、時間があまりないので、今、手を挙げた方、お願いします。

参加者：市川の及川です。ちょっと県の方に聞きたいのですが、先ほどから青潮の問題が出ていますが、青潮の発生は掘ったところから湧いたりして、今まではそうだったんですけれども、この頃は東京港の中から発生したのが流れに沿って浦安沖から三番瀬に入ってくると。東京湾の中の、東京都、千葉県、神奈川はじめ青潮について検討していると思うのですが、前にも聞いた総量規制とかそういうのはもうわかっていることで、そうではなくて、東京都や千葉県を含めてどういう形で青潮対策をやっているか、また総量規制言われてもしょうがないから、それ以外のことをお願いします。

半田次長：それ以外の青潮対策について、どんなことをやっているのか、あるいはやろうとしているのかも含めてなんでしょうかね。これについて、県の方で誰か答えられるところはありますか。では、水質保全課さんですかね。

水質保全課：県の水質保全課の山本と申します。やはり東京湾、長期的にきれいにしていくには流入、CODとか窒素、りんの入力、これを減らしていかなければならない。これがやはり一番基本になるかと思えます。これで効果がないというふうに言われていますけれども、この総量削減計画が始まって、CODとか窒素、りん、の陸域からの流入は半分以下になっている。それから長期的に見ると、CODはだ

いぶ下がっています。窒素・りんについても今は環境基準を満足するほどになっています。ただ、それでもやはり青潮は起こっている。これが非常に大きな課題なわけです。ただ、青潮が起こっていますが、ひどくなったと言われますが、10年、20年くらい前と比べると青潮の回数は少しずつ減ってきているのは間違いありません。青潮による漁業被害の方も、環境基準を満足したといいながらもまだ残っているので問題なのですが、減っているというのは事実なんです。総量規制の効果がだんだん限られてきてしまっていて、CODもここ10年くらいずっと横ばいの状況。窒素、りんも下がってはいます。下がってて、例えば瀬戸内海ではりんが減りすぎて、のりに影響が出ているので何とかしてくれないかと言うのが話題になっています。

こういったことで、東京湾の問題なので、千葉県だけではなくて、流域の東京都、それから神奈川県、埼玉県、それから国、環境省とか国交省ですね、そういったところが一緒になって東京湾再生推進会議でいろいろ模索はしているところなのですが、まだこれだというのはない。ただ、非常に大きな課題ということで、東京湾再生推進会議ですと、ご存知だと思いますが、「江戸前の魚を取り戻そう」と、こういったものをキャッチフレーズに皆で知恵を絞っているんですが、では何ができるんだという、少し考えあぐねているという状況です。少し答えになっていないかもしれませんが、こういう状況だということです。

半田次長：なかなか新しいものが出てくる回答ではないみたいなので、御理解いただけるわけではないと思うのですけれども。では、最後に。

参加者：最後らしいのですけれども、漁業者の方は青潮や赤潮の発生で漁業条件が悪くなっているというお話があったんですが、我々ラムサール条約の登録を主張している私達の立場ももちろんですけれども、漁業者の漁業の再生ということは重要な課題だと思ってます。ラムサール登録と漁業者の漁業の再生というのは、矛盾しないどころか、海の環境の保全ですから、それをどう保全していくかはそれぞれの海の状況がいろいろあるわけですけれども、そういう点で一緒にやっていかなければいけないと思っています。僕たちはね。それが一点と。もう一つは、この議題に関して言えば、さっき担当者からありましたけれども、僕が指摘した100㎡と400㎡が流されてしまっていて残らなかったと。これは県が認めているのですけれども、残らなかったら、生物の定着も何もなし。そんなこと以前の問題でしょ。僕は今度の5,000㎡の問題も、何か柵を作ってうんぬんということも考えているのか、H鋼板か何かを入れて砂が流れないようにする、と。それではね、そういうことによる環境への負荷、マイナスの影響、これもきちっと予め考えないといけないと思うんです。ラムサール条約の第8回締約国会議では、湿地の再生は有り得るのですけれども、その時には国際的なスタンダードの基準を設けているんですよ。その一つに、再生をする時には、どれだけの期間でどういうふうにして、どういう生物が定着するという見通しを明確にしてやらなくてはならないとうたっているんですね。今の三番

瀬の方針だと、さっき言った 100 m²、400 m²で失敗してて、5,000 m²にしたら成功するなんていう保障は全然ないわけです。それどころか、流されたりして環境が悪化して、漁業にマイナスの影響があるなんていうことは、僕は漁業の専門家ではないからわからないけれど、おそらくマイナスだろうという予想は十分立ってますね。さっき他からの発言があったように三番瀬の環境を悪化させたもとは埋め立てですから、もとは。ですからそういう意味で、僕はぜひ取りやめて慎重に検討してほしいというふうに思います。

半田次長：はい。今、二つですね、ラムサール登録と漁場再生は矛盾するものではないという御意見と、あともう一つは生物の多様性と言ったって、そういったものはあてにならないということだったと思いますけれども、そういったものをきちんと検討すべきだということだったと思います。はい。では最後、ひとことということで、終わりにしたいと思います。

参加者：あの先程ほどから聞いているとね、100 m²、400 m²の干潟を作ったところが、砂が流れたから失敗したということで、ではそういう干潟を作ったのは、砂を入れたところがそのまま同じような形でいることがその試験の目的だったり結果を見ることだったのか、それともそれだけの砂を入れて、そこに生物が発生したり、二枚貝が発生したりすることが、環境に対しての効果だったり目的だったりしたのかどうかはわかりませんが、その失敗した失敗したと言ってる人達の目的と効果が。ただ、漁業者から言わせていただければその砂が例えばそこに留まっていなくても、広がったとしたとしてもそれは覆砂の効果があって、環境にも生物にもいい結果が出てたんじゃないのかな、というふうに思います。それと、漁業者とラムサール登録を望んでいる人達の目的と考え方は一緒だと言うけれども、そういうことから全然違うんですよ。覆砂をすることを埋立てといい、干潟を作ることも埋立てという。それもさっき、どこかの外国の条約だかわからないけれども、海の体積を大きく広げたらということだけれども、では逆に海の体積を広げるということは、干潟を深くすれば体積は広がるんですよ。干潟がなくなって、再生ってあるの？逆に、深くなったところを浅くすることの方が求められているのではないんですか？それともう一つ、これとはちょっと話が変わりますけれども、例えば県民の方、市民の方、水辺に親しめるような場所が必要だ、それはそれで必要だと思うのですが、ただちょっと漁業者からお願いしたいのは、例えば陸から水際に下りられたときに、うちの組合の問題なんですけれども、市川市さんの場合は滞があったりしてなかなか漁場の方には一般の方入ることはないんですけれども、うちの場合はふなばし海浜公園がありまして、そこから潮のいいときは干潟をずっと沖の方に、皆さん楽しみながら行くんですけども、どうしてもね、ここにもありましたけどね、人が海に触れられる親水機能を有することで、漁業者と遊漁者とのトラブル防止、ということもこの中に書いてありますので、そこを少し今後、気を付けていただき

たいなど。それは、どうしても埋立計画がもうなくなりましたので、埋立計画、たぶんもうないと思います。それで逆に埋立てをしなくなったことで、水際からうちの漁業権の間に漁業権のないところが発生してて、潮回りがいいときには、その立派な漁業権の中に入って、密漁ですかね、そういう方たちがいます。そのトラブルをずっとうちの組合は抱えてきましたけれども、去年は船橋市に協力していただきまして、うちの組合も予算立てまして、密漁対策してます。今後とも密漁対策を継続していかなければならない、漁業者は余計な費用がかかります。できれば漁業権と漁業権がないところの問題をできるだけ早く解決していただいて、逆にそれができないのであればやはり密漁対策というものを十分に考えていただいた中で、県民の方、市民の方が楽しく水辺で遊べるようなことを考えていただければと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

半田次長：はい。ありがとうございます。最後の漁業権の話なんかいろいろあって、今までの議論とは違う部分も少しあったのですけれども、今日は、干潟的環境形成の事業の説明をさせていただいたので・・・

参加者：今、御発言なさったので、ひとこといいですか。

半田次長：では、簡潔に一言でいいですか。本当にこれで最後にしますね、申し訳ないですが。

参加者：船橋市の田原と申します。漁業協同組合の組合長さんのお話伺ってありがとうございました。今、お話伺って改めて県にお願いをしたいと思うのですけれども、漁業者の方と市民が直接話し合える場所をぜひとも公の立場で作っていただきたいと思います。このままでは、どこまで行ってもくつつきようがないですね。でも同じ船橋で三番瀬を取り囲んで生活しているわけですから、ぜひとも話し合う場所を県に音頭を取って作っていただきたいと思います。

環境政策課：この場がまさにそういった場というふうにご考えておきまして、三番瀬について、いろんな関係者が、それぞれの考えとか意見を言い合う場ということでやらせていただいているというふうに理解しています。

参加者：合意形成をしていくということを目的に作ってほしいということなんです。

半田次長：答えになってるわけではないのですけれども、そういう御意見があったことについては今わかりましたので。

参加者：記録してください。

半田次長：もちろん記録は全部いたしますので。今日はですね、この検討事業が明るみに出てきましたので、いろいろ議論は白熱するかなとは思っていたのですが、やはりいろいろな御意見をそれぞれの立場からいただいて、非常に理解するまで、合意するまではいかなかったのですが、それぞれの立場からの発言が認識いただけたのかなと思います。多少時間が過ぎましたが、冒頭、県からの説明が少し長めになって私の仕切りが悪くて申し訳なかったのですが、最後に事務局から何かありますか。よろしいですか。では、定刻になりましたので意見交換は終わらせていただきたいと思います。今日は本当に皆様ありがとうございました。

事務局：本日の三番瀬ミーティングは、以上をもちまして終了させていただきます。次回のミーティングの開催予定等が決まりましたら、県ホームページ、県民だより、各ちらしなどでお知らせしたいと思います。本日は長時間にわたりありがとうございました。